

1. 日時 平成 30 年 1 月 11 日（木） 15:00～17:00
 2. 場所 滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室
 3. 議題 (1) (仮称) 米原風力発電事業 計画段階環境配慮書について
(2) 滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて
(3) その他
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、青野委員、浦部委員、奥村委員、鳥居委員、
中井委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員
井上専門委員、山崎専門委員
 5. 内容 (1) 関係機関意見等に対する事業者見解の説明および質疑応答、当該配
慮書に対する審査会意見（案）についての審議
(2) 滋賀県版環境影響評価技術ガイドについての説明および質疑応答
(3) その他
-

【議事概要】

○議題（1）について

[事業者が関係機関意見等に対する見解を説明]

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの回答を踏まえて、本事業の配慮書について委員の皆さんから事業者さんへのご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

資料 2 の 39 番の文化財のところ、文化財保護法では発掘調査をして記録・保存すれば開発が可能ということなのですが、これはあくまでも最悪のことです。できる限り周知の埋蔵文化財の範囲は避けていただきたいというのが一番になります。どうしても無理な場合、発掘という手段になりますけれど、この広い事業実施想定区域の中で、できればこの小さな埋蔵文化財については、ピンポイントでそこだということではなくて、それはできるだけ守っていただきたい。発掘調査すればいいのだというようには、決して受け取っていただかないように思ってください。

(会長)

現時点で事業者さん、何か答えることは可能でしょうか。

(事業者)

ご指摘、ごもっともだと考えておりました、事業実施想定区域の中で、どこに風車を立てるかという具体的な検討がまだなされておられません。今後現地に調査に入らせていただけるようであれば、測量等を行いまして、より明快な風車の立地位置を特定させた上で、関係の教育委員会様等含めてご相談申し上げたいと思っております。

(会長)

それでは、他のご意見、ご質問はございますでしょうか。

(委員)

保安林が対象になるという記載があるのですけれど、保安林がどのぐらい対象になると予想されるのでしょうか。

(会長)

これも現時点での計画は、まだ確定していないわけですね。

(事業者)

さようでございます。現時点でまだ風車の位置の特定、この位置で計画をしたいというところまで計画が進んでおりませんものですから、今後具体的な施設の手続きも含めて方法書等の書面の中で明快にお答えしたいと思っております。

(委員)

基本的に保安林というのは伐採できないはずですから、そうすると、保安林を避けて設置するというのが基本的な考え方だと思いますが、それはどうなのでしょう。

(事業者)

当然ながら、保安林が改変できないというのは十分承知しておりますけれども、事業の計画の中で、もし万が一、その部分が入るということが想定されるとわかりました段階で、早めにご相談申し上げたいと思います。

(委員)

もう一つお尋ねしたい。保安林の解除をする場合に、規定の面積がありますけれども、それは1カ所についての面積なのですか。それとも、合計面積ですか。保安林の伐採は許可されるようでも、それは合計面積でそうなるのか、一つ一つの風車を建てる時

は小さな面積でも、それでもトータルすると、その許可基準を超えてしまうというようなことは起こり得るのでしょうか。それは考慮されているのでしょうか。

(会長)

事業区域内で全体として法令上伐採できる面積自体に収まるのか、超える可能性があるのか。そういうご質問になりますかね。

(事業者)

1カ所、1カ所の風車の位置につきまして影響を考慮した上で、法令に従ってご相談したいと思っております。トータルで満たせばいいのだという議論ではなくて、水源涵養等々保安林の目的がありますものですから、その範囲の中でご対応したいと思います。

(会長)

これもまだ計画がきちっと決まっていないので、なかなか事業者もお答えにくいところもあると思います。

他の先生方、いかがでしょうか。

(委員)

資料4で、県の自然環境保全課からの意見で、イヌワシ・クマタカの生息地であるということで、つがいが見られるということもありますし、イヌワシ研究会の意見書でも書かれています。県の自然環境保全課の意見では、「事業の実施によってイヌワシ・クマタカの生息に重大な影響を与える可能性が非常に高く、これを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることは困難であると考えられることから、事業の取りやめも含む事業計画の抜本的な見直しを検討するようお願いいたします」とあって、事業者さんの見解では「結果に応じて、環境影響の回避または低減の観点から、事業計画の見直しを検討してまいります」とありますけれども、この事業計画の見直しというもののの中に、その事業をしないということも含まれるのかどうか、それも考えていらっしゃるのかということをお教えください。

(事業者)

ご質問ありがとうございます。

この部分については、私どもも非常に重要な問題と考えておりました。まずはしっかりした調査をした上でと考えております。私どもは、どのエリアにどの猛禽類がどう生息しているかというのを全くつかんでおりません。ですので、専門家の意見をいただきながら、まずは調査をさせていただけないかと。また、その調査結果を踏まえて、重大な影響がある場合については、事業も中止ということも考えております。

(委員)

ありがとうございます。

このイヌワシ研究会の方の意見書につがいのこと等が書かれていたのですが、配慮書の段階では3-25ページで生息分布が広く塗られているだけで、ここまで影響するものとはちょっとわかりにくく、そうした情報も含めた調査をぜひ検討願います。

(会長)

これについて、専門委員の先生方、何かご意見がありましたら。

(委員)

はい、ありがとうございます。

私も前回の審査会で、対策をとられた上で回避または低減させることは可能なのかという質問をさせていただいたと思います。

その中で事業者さんのほうから、回避は正直申し上げて難しく、低減にならざるを得ない部分がほとんどであろうという回答をお聞きしたかと思います。

今回、13ページの資料4のところの5番目に、さらに自然環境保全課から、現時点での計画では回避、低減させることは困難であると考えられるというご意見が出まして、それを踏まえて事業者さんの見解として、ここに書いてあるように、今もご説明いただいたのですが、調査結果において環境影響の回避または低減の観点から見直しを検討してまいりますというご返事をいただいております。

今の時点の影響評価で回避ができない事業というような配慮書のレベルであれば、果たして調査をした段階で、回避または低減の観点から、そういう検討は可能なのかどうかというのが少し疑問に思うのですが、どうなのでしょう。

(会長)

文書として、回答として、回避という言葉が要らないのではないかと。

(委員)

そうですね。重大な影響があるというように評価をされておいて、それについて回避が実際できないという評価をされているのであれば、そこはきちっと整理する必要があるわけですね。

(会長)

前回の委員会の時に事業者さんからは、回避・低減で一つの言葉として使っているというようにご説明があったのですが、〇〇委員が前回ご発言されたように、きれいに分

けて、ここにご回答されるのであれば「回避または」というところを削除したほうがよかったのではないかと、そういうご意見ですけれども。

回避は無理なのですね。だから、低減は何かすれば可能かもしれないけれども、回避というのはかなり難しいという理解でよろしいでしょうか。

それとも事業者さんは、やっぱり回避は可能だというように、現時点で考えられているのか。

(事業者)

意見書の内容ですとか、あと専門家の方々からのヒアリングの結果を踏まえても、なかなかイヌワシ・クマタカにとって貴重な地域であるのかなというようには考えております。

ただ、今の段階では、事業者側としましても、ちゃんと現地調査を実施した上で、その部分をちゃんと確認をした上で判断をしていきたいというように考えております。今の段階の、配慮書のこの段階ではまだ現地調査をしておりませんので、回避または低減という形の言葉を使わせていただいている次第です。

(会長)

現時点での考えとしては、回避も可能だというように考えておられるという、そういう理解でよろしいですか。

(事業者)

そうですね。先ほど少しご説明があったかと思えますけれども。その回避も一つの可能性として考えながら、今進めているといったところです。

(会長)

そういうご回答。回避の可能性も残っているというように事業者さんは考えていると、そういうご回答です。

(委員)

事業者の見解として、専門家等の助言をいただきながら適切に現地調査を実施してまいりますとは書いてあるのですけれども。

日本イヌワシ研究会から出ているこの意見書の中には、かなり具体的な生息状況が書いてあるのです。日本イヌワシ研究会そのものも一応専門家であるかと思えますし、この情報はかなり大きな情報だと思います。その近隣にクマタカがいくぐらい生息しているとか、イヌワシが2つがい生息しているというかなり重要な情報で、ある程度の判断ができるのかな、参考になるのかなと。

それから、調査をするのには最低でも環境省の指針にあるように2年間かかること、イ

ヌワシのように行動圏が非常に広がってくると莫大な労力がかかるということは明らか
なわけです。そのほかの全国的な環境影響評価でも、やはりイヌワシやクマタカはかなり
調査をされております。つまり、どれくらいの調査量が必要なのかということは大体予測
がつくかと思えます。そのあたり、一応専門家の一つとして、日本イヌワシ研究会から具
体的な情報があるわけですから、それをどの程度斟酌するのかという点も大きな課題にな
るのかなと、現時点では。他に、それに代わるような専門家の意見というものがどの程度
得られるのかということも考えた上で判断されないと、やはり配慮書段階での判断を間違
う可能性があるのではないかと思います。

(会長)

お答えできますでしょうか。

日本イヌワシ研究会さんの意見書というか、調査内容も十分考慮されているのかという
ことと、専門家の意見として、そういうのも採用されていかれるのかということです。

(事業者)

日本イヌワシ研究会様の詳細な調査結果を今の時点ではまだ確認ができていないので、
今後もそれを一つの判断材料として見ていかないといけないのかなというように思ってお
ります。

ご協力いただける中で一番ベストな方法を考えていきたいというように考えております。

(委員)

とても鳥類にとって大切な地域であると思いますので、ある特定の一人の専門家という
のではなく、やはり地元のそうした状況に詳しいイヌワシ研究会の方をメンバーに含めた
複数の専門家に計画とか、あと方法であるとかを検討していただきたいと思います。お願
いします。

(会長)

それは当然ですね。この件について、何かほかの先生からは。

(委員)

今回のこの回答を見させていただいて、12月4日の審査会の意見と事業者の見解のと
ころが区切られているので、事業者さんの理解を深めていただきたいということで、今か
ら少し意見を言わせていただきます。

3ページの5番の土地の改変、風車の配置と、8番の生態系、そして次のページの9番
の水環境の意見は、続いており同じことを一つの軸として言っているものです。というの
は、水環境が全然配慮書では考慮されていなかったことです。

水源林であることと、それから保安林の指定を受けていることから、改変を伴った場合、林道が新しく設置されるのであれば、水源涵養としての受け皿が改変されるということで、つながっています。それらの影響を受けるのは、水生植物の生態系、それから水源としてもです。この地域は非常に水のきれいなところに指定されているので、そういったことから、水環境を配慮でも検討していただかなければならないということで意見を申し上げた次第です。

ですので、今回配慮書ということで、あまり申し上げなかったですが、実は、いわゆる普通の一般アセスと言われる土砂や濁水の工事中の問題ではありません。ここの少し離れたところには湧水があります。湧水の水というのは、その工事中に発生する水ではなくて、それらを受けたものが地下から湧いてきて、それらを大切にした生き物、それから生活に配慮しているというところがあります。ですので、この事業をすることによって、その改変が起こった時に、例えば湧水が全く出なくなってしまうようなことになってしまったら、それはもう完全にストップするべき話だと思います。なので、そういったことも配慮の中で検討していただきたく、水環境の新たな追加ということで意見をさせていただきました。

それで、米原市長さんからの意見でも同じように、3番、4番で、そのあたりを危惧されている意見が出ております。それに対しての見解で、河川や沢筋等からのとか、仮設の沈砂池というようなお答えをされているとは思いますが、それらは水質に関して当然配慮していかなければならないことなのですけれども、今回のような場所は、水量という観点からもしっかりと配慮していかなければならない。場合によっては、影響は低減ではなくて、絶対に回避しなければならない。水が出なくなるというようなことが起こってはいけないわけですから、そのあたりについて、例えば水源涵養に関する図面というのですか、その地域の地質や図面、地形とかがあると思いますので、いろんな参考図書とかを見ていただいて、本当にその影響がないかどうかを一度検討されてから、方法書のほうも作成していただければと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

事業者さん、何かお答えはありますでしょうか。

(事業者)

今ご指摘ありましたように、水質といった観点は主に工事中のお話に関係するのかと思うのですが、それとは別に、立地すること、改変や、また立地することによる水量、水環境、そういった観点もちよっと含めて、影響評価で考えていきたいと思っております。

(委員)

前回の審査会でも申し上げましたように、湧水については、醒ヶ井は平成の名水百選でも選ばれている地域でありかかわっていますので、非常に関心の高いところだと思うので、そのあたり配慮をよろしくお願いいたします。

(会長)

今のご意見を参考に、方法書の調査手法等を検討していただければと思いますけれど、よろしいでしょうか。

(事業者)

承知いたしました。

(会長)

他にご意見はありますか。

(委員)

配慮書の32ページの表3.1-12です。その資料の哺乳類の重要種一覧のところ、明らかな間違いがあるし、ひょっとしたら間違えたのではないかというようなところもあります。

上から2番目のモグラがアズマモグラになっていますけれども、コウベモグラではないですか。

それと、チョウセンイタチがNTと書いてありますがけれども、チョウセンイタチはもともと外来種であって、別に重要でも何でもありません。たぶんニホンイタチの勘違いだと思うので、直してください。

それと、イヌワシ、クマタカの話がたくさん出てきましたけれど、ここに重要な種として本来上がるべきコウモリとかがたくさん抜けているのです。なぜ抜けているのかというと、調査ができないから抜けているのです。質問事項でバットストライクのことを簡単に書きましたけれども、このあたりにどのようなコウモリが生息しているかということは、ほとんどわかっていないのです。残念ながらというか、幸いなことにイヌワシやクマタカはわかっているのです。わかっているから対処することができるかもしれない。でも、ここには書かれていない重要種のコウモリがたくさんいるはずなのです。今後このコウモリについての調査は、どのようなことをするつもりでおられるのかということをお聞きしたいということ、この163ページに「重要な種の生息状況を把握して」と書いてありますがけれども、生息状況というのは何を意味するのか。個体数なのか、生息域なのか、それを把握したからといって回避できるのか。

コウモリは、大半の種は森林にいます。でも、種によっては、森林からその林の上を飛ぶコウモリもいるのです。例えば、ヤマコウモリという大きな羽の長いコウモリというの

は、森林の中を飛びにくいですから、森林の上を飛びます。そうすると、風車に当たる可能性があるのです。とすると、どんなところにいるかというのがわかったからといって、回避がなかなか難しいのです。イヌワシ、クマタカと同様に、コウモリの仲間にとってはやっぱり邪魔な存在なのです。

重要な種の生息状況というのをはっきり調べてほしい。いろんなところの専門家の方がいると思いますので、たぶんやればやれないことはないだろうと思います。

例えば、レッドデータブックでも、静岡県ではものすごく精力的で、レッドデータの中では重要なコウモリの仲間たくさん出ています。滋賀県では、さっきの32ページに5、6種しか出てないということは、調査していないということなのですよ。重要な種はこれしかないのではなくて、調査されていないということなのです。だから、しっかり調査をやってもらって、どんな種がどれだけ出てくるか。それによって今後どうするかを決定してほしいと思います。ひょっとすると、イヌワシ、クマタカと同様に設置は難しいことになる可能性があるかもしれませんが、調査をよろしくお願いします。

(会長)

大きく分けて2点。最初の間違ひではないかということですけど、これはいかがですか。何か原典をもとにまとめられていると思うのですけれど。

(事業者)

今の時点でお答えができないので、確認して修正をいたします。

(会長)

後半のコウモリの調査については、どのように考えておられますか。

(事業者)

ご指摘のとおり、この地域に限らず、コウモリの現地調査というのが、なかなか既存資料としてまとめられていることというのが少ないのかな、ということは認識しております。ただ、少ない既存資料の中でもこういう種が確認されているということを、情報として認識した上で現地調査の中でしっかりと把握をしていきたいと思っています。

今、風力発電に関するアセスの中でも、コウモリというのは重要な位置づけにもなってきていますので、いろんな新しい調査手法とかも検討されていますので、その辺も加味しながら、また専門家のご意見もお伺いしながら実際に調査を進めていきたいというふうに考えております。

(会長)

これも方法書の時に出てくるということで、今のご意見は十分伝わっていると思います

ので。

ほかの先生方、いかがでしょうか。はい。

(委員)

13ページを見まして、この記述ですね。要望は結局、この事業をやめてほしいというように言っているわけなのですよね。それに対する回答を見ると、実質はやめませんというお話になっています。

ただ、お話を伺った限りでは、実際取り止めも考えておられるということは間違いないということのようですので、それはそれで結構です。

ただ、今後この配慮書からアセスというのは、いろんなステップをさらに踏んでいきます。そういった中で、例えば複数案を提示してくる場合。大体事業者さんは、これ一本でいきたいという、まずこの事業ありきで。その代替案として、棄却されるべき代替案のようなゼロオプションも含めて、出してくることもあろうかと思えます。これ表向きではないのですけれども、明らかにそういうふうに出されているだろうなど。まず事業ありきというような形からもっていく。こちらとしても、そういう真意はわからないわけで。でも、形式上きちっと整ってれば、やはりゴーサインを出さざるを得ない部分もやはりあります。もちろん否決することも可能なのかもしれませんが。本当に事業をされる場合に、もしかするとこれから調査が倍も3倍も、何倍も長い期間かかるかもしれません。その上で、本当に取り止めになってもいい、その可能性も十分あるということも前提にやられるというのは、本当にそれされるのですよね。ここでは、はい、そうしますとしか答えられないと思います。でも、方法書だとか、準備書だとか、そういったものが出てくる段階で、いろんなところを見ていくと、明らかにこれは事業ありきでやっているというのが、やはりわかります。そういった時に、今後大変なことになるかもしれませんが。その覚悟でされるのでしたらいいかとは思いますが。

(会長)

事業者の方、何かお答えできますでしょうか。まだ難しいとは思いますが。

(事業者)

ご意見、どうもありがとうございます。

私どもも再生可能エネルギーをどうやって浸透させていくか、作っていくかということを実際に考えているわけでございまして、今のご指摘のように貴重な絶滅危惧種ですとか、あるいは先生の意見で今頂戴しました水脈への影響等々、今までの議論の中、またご指摘の中で配慮すべき事項を配慮させていただいて、まずは調査を進めさせていただけないかというのが、今の私どもの考え方でございます。その中で、やはりこれは難しいと。1年、2年、3年やりまして調査結果から、どうしてもこれは影響が回避できないと判断した場

合、あるいは皆様方のご意見の中で重要なご意見がありましたら、それを伺いながら方向性を定めていきたいというふうに考えております。

この事業については、まずは事業をやらせてくださいという立場ではなくて、まずは調査をさせていただいて、この場所で最適な事業ができるかどうか、影響の少ない、または回避できる中で事業ができるかどうかというところを真剣に検討させていただきたいと思っております。

(会長)

それで十分な回答じゃないかと思えますけれども。大体よろしいでしょうか。はい。

(委員)

伝承文化についてです。

この7ページの41、42番を読ませていただいたのですが、ここに書きましたとおり、滋賀から岐阜のほうへ抜ける道というのは、中山道が通っているのですが、その周辺の山越えの道というのは、信仰の道であったり、働き手が移動する道であったりします。この当該区域に本当にその道がなかったのか、私は定かではないのですが、そういうことをご回答のところ、柏原区とも協議の上というように書いていただいておりますけれども、埋蔵文化財同様、きちっと米原市の教育委員会でご協議いただければというように思いました。

以上です。

(会長)

事業者さん、よろしいですか。

(事業者)

はい、関係する部署にも確認を行っていきたいと思っております。

(会長)

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、配慮書について、各委員の意見も出尽くしたようですので、このあたりで本件に関する審査会意見について審議することとしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事業者さんへの質疑はこれで打ち切りにいたします。

これから審査会意見を審議したいと思いますので、5分ほど休憩を取ります。

16時に再開したいと思います。

[事業者は傍聴席に変更]

[事務局が審査会意見（案）について説明]

（会長）

ありがとうございました。

ただいまの審査会意見案について、委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（委員）

ちょっとお尋ねします。

先ほどの水質の話のところ気づいたのですが、風力発電機を設置する地図は出ているのですけれど、この工事はどのような工法で行うのですか。下からですか。先ほど出ましたけれど、道をつくるのですか。ヘリか何かで材料を運んで、その場で組み立てるということではなく、下から道路をつくりませんか。この近くに、既存の道路があるわけですか。

（会長）

事業者さんは、傍聴席なのですが、発言していただいてよろしいですか。

事業者さんでないとお答えできないですね。

（事務局）

そうですね。

（会長）

事務局の代わりに事業者さんがお答えするということがよろしいですか。申しわけないです、傍聴席からでいいですか。

（事業者）

既存の林道がいくつか整備されております。ただ、これは計画地に届く範囲まででございまして、その中で風車が複数に建つという部分については、最小限の林道を整備させていただくという方向で今は検討しております。

ただ、先ほどからも申し上げているとおり、具体的な風車の立地位置が、まだ、未定でございまして。現状、観測塔が建てられてございまして、その観測塔までは既存の林道を使って行くことができます。そこから先については、今後の詳細な検討の中でご提案させていただくという予定でございまして。

（委員）

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

審査会意見案に戻りますけれども、いかがでしょうか。

(委員)

審査会意見の6番についてですが、先ほどご意見、ご指摘がありましたように、水環境に関する影響は、工事中の配慮だけでは不足するのではないかというご指摘がありました。私もそのとおりだと思いますので、できれば、この後のいろいろ調査される基準となると思うので、6番の記載を、例えば、「かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えること。」として、その後ろに、「また、湧水を含む水循環系に対する構造物の影響を適切に評価し、回避・低減を図ること」という一言を付け加えてはどうかと思うのですが、ご検討いただければと思います。

(会長)

具体的な文章まで言っていたいてありがとうございます。

委員もそういうことですか。

(委員)

そうですね。少し付け加えて。よろしいですか。

今、〇〇委員のおっしゃっていることで、水質はそのようにしていただけたら、私もいいかと思います。

それに関して、5番と6番は、すごくリンクしていると思います。例えば、「事業実施想定区域および」の3行目です。水環境という分類がないものですから、全般ということで、「また、下流には絶滅危惧種も生息しており、」の「生態系への影響」の前に、「水環境や生態系への影響」と、その文言を入れていただければいいと思います。その次の「したがって」の後ろに、いきなり「土砂や濁水」と書かれているのですが、その前に「水源涵養林の機能への影響や、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響について適切に」というように、先ほどの水循環、水源のところの文言として、こういう言葉を入れてはいかがかと思います。一つの案として。

(会長)

はい、わかりました。

水質に関してよろしいでしょうか。

事務局、水質に関しては今の2点というか、3点ですね。

(事務局)

はい。今のご指摘を踏まえて、5番と6番の意見を修正させていただきます。

(委員)

バードストライクは8番ですね。これも、加筆修正をお願いしたいです。「ニホンカモシカ」の後ろからは、鳥類の一番下のほうにある、鳥類の生態や地元の状況を汲むという部分をそのまま写してもらったらいいのではないかと思います。「ニホンカモシカの生息状況等について、野生鳥獣の生態や地元の状況に精通した専門家」と、つなげていただければいいと思います。

(会長)

鳥類のところの下の3行を、ニホンカモシカに置き換えていくということですね。

(事務局)

そのように訂正させていただきます。

(会長)

はい、〇〇先生。

(委員)

8番の次に9番なのですけれども。ちょっと多いので。

まず、「これら希少性の高い猛禽類への影響を評価するに当たっては」、その次が問題で、「繁殖期とその前後を含む長期間」は、すごくあいまいなのです。それで、「繁殖期を含む年間にわたり」、というのは、イヌワシに関しましては、もともと草原性、灌木性の猛禽で、日本のような森林国に住んでいるということはかなり珍しいことなのです。というのは、四季折々ハンティング場所を変えることによって、その生息を可能にしているのです。だから、年間にわたって調べないことには不十分であるということなので、「繁殖期を含む年間にわたる調査」です。これも「長期間」と書かれてもどうしようもないと思うので、環境省の指針にあるように、「最低2年間」というように明示すべきかと思います。

それから、「緻密な行動・生態調査」とありますけれども、これもすごくあいまいな表現なので、行動圏、それから生息場所利用、そして、次にある行動様式を入れるなら入れてもいいのですけれども、「行動圏、生息場所利用、それから行動様式を調べる」というように具体的に示していただきたいということです。

それから、次に、「また」からの「事業実施に伴う樹木の伐採」云々ということは、現在そこが使われてなかったとしても、この工事とか、改変によって、新たな環境が出てくることによって、そこを使う可能性があるということも十分に予測評価しなければならない

ということが書いてあると思うのですけれども、今言いましたように、特に問題となるのがイヌワシです。クマタカの場合は、森林性の猛禽であり、しかも連続してつがいが生息しているので、なかなか自分の生息場所を変えたり、ハンティング場所を変えることはできないのですけれども、イヌワシは非常に広い行動圏を持っていて、四季折々、その使う場所が変わる。そして、現在では人工林であっても、そこが皆伐されれば、そこを使うという特性を持っております。そのため、もう少し明確にして、「事業実施に伴う樹木の伐採による環境改変が、特にイヌワシでは行動圏を変化させることがあることから、環境改変後の影響についても予測、評価する」ことというようにしていただきたいと思います。よろしいですか。

それから、次の段落の「渡りをする猛禽類」云々のところで、「大規模な移動行動を」と書いてあるけれども、これもすごく訳のわからない言葉なので、配慮書にあるように「渡りの時期、ルート、高度などの実態を正確に把握した上で」というようにしないと、これでは何を調べていいのかが指示できないと思いますので、そのようにお願いします。

関連して、4番。これは簡単です。3行目の「イヌワシやクマタカの生息も確認されていることから」とありますけれど、「生息及び繁殖」。繁殖も確認されているので、したがって、滋賀県ではイヌワシ、クマタカの保全に必要なゾーンというものをそれに基づいて決めていますので、繁殖しているということが極めて重要なことです。「事業の実施により鳥類への」で、「鳥類への」となって、これやっぱり「イヌワシ、クマタカ」としておいたらいいのではないですか。前の言葉が急に鳥類全体にかかってくるというのは読めないと思いますので、はっきりとしておいたほうがよいと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

4番は、3行目の生息のところが、「生息及び繁殖」と。3行目後ろの「鳥類」が、「イヌワシ、クマタカ」という話ですね。

それから、9番の表現があいまいなので、4行目の調査のところ、年間というのと、最低2年間という言葉を入れること。それから、緻密な行動というところも、「行動圏、生息場所利用」というように具体的な言葉にしてください。

それから2段目のところ、「大規模な移動行動」についても、渡りの時期とか高度とか、そういったことを明確に示す。

それと、イヌワシのこと。

(委員)

そうですね。環境改変後の状況がイヌワシの行動圏を変化させるということが考えられますので、環境改変後の影響についても予測評価をするということ。

(会長)

特にイヌワシについては行動圏の変化に関して予測するということですね。

以上のご指摘ですけれども。これはよろしいですか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

(委員)

この地域、事前のヒアリング等であまりたくさんの方の情報等がイヌワシ、クマタカに関して集められなかったということで、現地で実際に事業者さんのほうで調査されてご判断されるというお話であったのですが、例えば私個人が持っておりますこの地域での生息状況でありますとか、なかなかオープンにできない情報がございます。したがって、その辺は非常に難しいところではあるわけなのですが、少なくともイヌワシ研究会という専門家集団の情報でも生息しているというように言明しておられるわけですので、このあたりの前提で、やはりきちっとした調査というのをやっていただきたいというのが一番のメインの思いであるのですが。

それを踏まえまして、表現上はあまり文言の変化はないのですが、ちょっと認識を確認する意味でお願いしたいことがございまして、それはこの案の4番のところの「重大な影響を回避または十分低減できない場合には、事業計画の抜本的な見直しを行うこと」となっておりますが、これは先ほどから何度もしつこく言っております、回避できない場合は十分に低減できればいいというふうに読めているわけなのですが、この場合、十分に低減できるということはどういう場合かというのをきちっとしておかないと、後々いろんな問題がまた出てくるかというように思います。

私のほうで考えておりますのは、やはりクマタカ、イヌワシの個体の安全がまず担保されること。これはまず非常に大事かと思っております。この地域のイヌワシ、クマタカ生息状況というのは、40年ぐらい前からの調査で非常に不安定になっておりまして、イヌワシについては特にもう壊滅寸前でございます。したがって、環境の改変でかなり大きな影響が出るというように思っております。特に、その個体の安全ですね。ブレード部に衝突するということがあれば、これ極めて大きな影響が出てくるというふうに考えております。したがって、個体の安全が担保されるというのが、まず一つ。

それと、生息、繁殖環境が安定して継続されること。この2点をきちっと担保されることが、十分に低減できるという条件として皆さんの中で共有していただけたらということで、発言させていただきます。

(会長)

今の内容は、特に審査会意見を変える必要はないということですね。

(委員)

はい。十分に低減できない場合について、皆さん方に共有していただきたいということです。

(会長)

専門家のご意見として。

(委員)

はい、残しておいていただきたいということです。

(会長)

今の発言は、議事録に残りますので、文章はこのままにしておく。

(委員)

はい、それで結構でございます。

(会長)

はい、わかりました。

(委員)

10番の景観のところですね。この意見書自体に景観はあるのですが、触れ合い活動の項目がないので、この景観の部分にでも登山道における、例えば、自然との触れ合い活動への影響みたいに、登山客への影響みたいなものも活動という意味で明記しておいていただけるといいと思います。前回発言しましたように、この範囲内に登山道がありますので、この活動自体をきちんと保全するというか、そういう観点を明記しておいてください。

(会長)

これはどうでしょうか。これは、個別事項なので。法アセスには、人と自然との触れ合いの活動の場という項目はあるのですか。

(事務局)

はい、あります。

(会長)

ありますから、景観ではなくて、別に項目立てをして、登山道での触れ合い活動についても考えてくださいと、そういうご発言ですけれど。

(事務局)

具体的な文言とか、文章というのは、何かご提案はございますか。

(委員)

項目を増やすという意味で考えていなかったの、今すぐ思いつかないので、すみません。

(会長)

登山ルートにおける人と自然との触れ合いについても配慮すると。

(委員)

そうですね、はい。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

大体よろしいでしょうか。

(委員)

13番の「住民にとって大切な場所」というのが少しあいまいかと思いましたが、「住民の生活、生業、信仰において」というようにしたほうがよいかと。「において大切な場所」という、その「大切」というのも、少しあいまいなのかと。でも、「重要」を使うと、前に「重要」とあるので、そのあたりをお考えいただければと思うのですけれど。「住民の生活、生業、信仰において」というように、大切な場所というようにしたほうがいいかなと思いました。

(会長)

よろしいですか。

(事務局)

はい。では、修正させていただきます。

(会長)

事務局は大体今までのところは、きちんと記録されていますか。ほとんどの先生が、きちっと文章を言ってくださっているので大丈夫かと思えますけど、大丈夫ですか。

もしちょっと不明な点があれば、文章を確認していただくとよい。

(事務局)

はい。個別に確認をさせていただきたいと思います。

(事務局)

この際、一点、確認を。もとに戻って申しわけないですが、9番の鳥類のところ、先ほどありましたけれど。

先ほど4番のところ、繁殖の文言が入るという関係もありまして、9番の表現の部分ですけれども、ここも生息ということになっておりますが、あわせて整合を図るという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

4番の3行目で、「生息及び繁殖」という形にさせていただきましたので、今おっしゃるように、9番につきましても、2行目の「ペアの生息及び繁殖」というふうにしていただいて、後について「生息」と出てくるのはそれでいいのですけれども、その全体として、ここがイヌワシとクマタカが生息して、かつ繁殖していると。いわゆる後継個体群を生産しているところであるということを最初に明確にしておいてくださったら、あとは「生息」としておいてもよいということでございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

具体的な文章は追いませんけれども、一応指摘のあった項目だけを確認します。4番の全般のところ、〇〇委員が言われたところはそういう意味だということです。4番に関しては「生息及び繁殖」というところと、「鳥類」を「イヌワシ、クマタカ」にすると。

それから、5番については、3行目のところに「水環境」を補うこと、「したがって」のところに「水源涵養林への影響」。

6番に関しては、工事中だけではなくて、3行目の「抑えること。」で切って、「また湧水を含む水循環系に対して」という、そういう文章を入れていきます。

それから、8番ですね。8番の最後に、鳥類の最後の3行に書いてあるようなことを加

筆するということですね。

9番に関しては、先ほどフォローしましたけれど、最初の生息のところに繁殖を入れるという話と、それから期間の話と、緻密な行動のところをもっと具体的に。大規模な移動方法についても具体化するということだったと思うのですが、それでよろしいですか。

それから、10番の後か前かに、人と自然との触れ合いの活動の場を入れて、登山ルートにおける人と自然の触れ合い活動の場についても配慮してくださいと。

13番について、「住民にとって」というのが、ここも少し具体的ではないので、住民の生活とか、生業とかという言葉を加えていく。

以上でよろしかったでしょうか。落ちているところはないですか。

それでは、この後ですけれども、今出された、確認した意見については事務局でもう一度文章に起こしていただいて、不明な点をご発言を確認していただいて、最終的に私が確認させていただき審査会意見としたいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

(委員)

すみません、1点だけ、申しわけございません。

先ほどお話ししたらよかったですけれども、最後になり申しわけございません。

4番でございますが、この表現の中に含まれているとは思いますが、「事業計画の抜本的な見直しを行うこと」という表現に案はなっておるのですが、先ほどの関係課の意見の中では、「事業の取りやめも含む事業計画の抜本的な見直し」をお願いしたいというような意見が関係課のほうから出ていたかと思うのですが、このあたりはこの事業計画の抜本的な見直しの中に含まれているという理解で、この文案ということよろしいでしょうか。

(会長)

少なくとも事業者さんの回答としてはそういう回答でした。

審査会意見としてそこまで述べるかどうかというのがちょっと難しいところがあって、前回の審査会の時、最初に審査会の運営方針というのを示していただいたのですが、そこでは、事業の是非については審査会の範囲外だと。環境影響があるかどうかという、そこを議論してくださいと言われているので、あまり事業の是非にかかわることをちょっと表には出せないということがありますので、こういう文章だと思います。

それをもとに県がどう判断されるかは考えなくてもいいと思うのです。私たちの言えることは環境影響についてどうかということなので、ここでその事業計画の是非まで言うと、審査会意見として言い過ぎるところはあるのですけれども、事業者さんが先ほど回答されたのを聞いていると、そこまで事業者さんは考えておられると、そういうことです。

(委員)

ただ、私もそういうふうに理解をしておるのですが、この表現で事業計画の抜本的な見

直しというのは、そうすると、具体的には何を指すのだという話を共通認識として持っておく必要があるかなというように思っておりますので。そのあたり、表現上はこういうようにしておいて、理解上は先ほどの事業者さんの意向も含めて、そういう理解であるということであれば、私もそれでいいかなと思います。

(会長)

それでよろしいでしょうか。
事務局、何か。ありますか。

(事務局)

結構です。

(会長)

では、最終的には私が確認して審査会意見とします。

○議題（２）について

[事務局が滋賀県版環境影響評価技術ガイドの文化財の章について説明]

(会長)

あと残り5分なのですけれども、ちょっと5分だけでも延長してもよろしいですか。
〇〇委員が5時で退室されるので、文化財で、もし〇〇委員のほうからご意見があれば。

(委員)

事前に協議といいますか、訂正箇所、あるいはその加除する箇所等々についてはお話をさせていただいたと思っておりますので、今後、これをまた見て。これで最後なのですか。

(会長)

次回が最後。

(委員)

次回ですね。ですから、これをまたもう一度読ませていただいて、何かある場合は、意見という形で述べさせていただけたらと思います。

(会長)

ほかの先生方、今見ていただいて、気がつく点があれば。

(委員)

文化財の10番で、中から見る風景も重要ということで項目を追加されていて、その意図はすごくいいと思うのですけれども。日本語として、「文化財からの風景」というのが、少し不自然かなと思いますので。例えば、「文化財から眺められる風景」とか、「文化財から見る風景」としないと、意味がわからないということ。あと5ページの図はいろいろという話だったので、矢印の、「風景の方向」という矢印の、この「風景の方向」も意味がちょっとわからないので、「風景を眺める視線の方向」とか、何か方角とかですかね。もう少し文言を、少し長くなっても正確に書くほうがいいと思います。

(会長)

そういう意見、事務局はすごく喜ばれると思います。ほかの先生方も。本当、細かいところは今見ることはできないかと思いますが、パッと気がついたところがあれば。

(委員)

矢印の方向は逆で、外から見た時にそのものがどういうふうに見えるかということなのですよね。だから、矢印は逆ではないかと思うのです。

(委員)

文化財から見る。要するに、今までは文化財を見る景観についてはいろいろありましたけれども。庭の場合、例えば、借景とかの問題があって、外側が改変されると、これは文化財の価値を実は失うのだということで、そういう方向性ということです。

(委員)

そういうことですか。次に19ページです。音楽、舞踊というのが一番上のところにあるのですが、具体例がありません。神楽とか、田楽とか、何かないのですか。

(委員)

そうですね。確かに神楽ですとか、祭囃子ですとか、そういうものを。

(委員)

1ページの最初ですけれど、最後の「また」のところ。その他の環境要素、たくさんあるかもしれないのですが、大気汚染は必ず、水質汚濁の後に大気汚染は入れておいたほうが。文化財が結構酸性雨とかでやられているというのは、世界的にも言われているので、これは入れておいていただけたらと思います。

(会長)

この順番も、アセスメントの項目の順番にしたほうがいいですね。大気汚染、騒音、水質汚濁。

(事務局)

はい、大気汚染追加しておきます。

(会長)

委員の先生方に宿題になるのですが、これを読んでいただいてご意見があれば、事務局へご連絡いただきたいのですが、いつまでとかという話は後で。

次の審査会の日がまだ決まっていないので、それは後から事務局で話していただきました。委員の先生方へのお願いは、これを読んでいただいて、何だかおかしいとか、こうしたらいいということを事務局のほうに指摘してくださいということです。よろしいでしょうか。

議題2は、今日はこれで終わります。

○議題(3)について

(会長)

最後に議題3で、「その他」とあるのですが、事務局、何かありますか。

(事務局)

特に事務局からはございません。

(会長)

特に全体を通じて意見とかございませんか。大丈夫ですかね。

これをもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。

[終了]